

令和 4 年度

教育課程

福島県立富岡支援学校

I 学校教育目標

- 1 教育目標
一人一人の特性に応じ、社会の一員としてたくましく生きる力と豊かな心を身に付けた児童生徒を育てる。
あかるく元気に すすんで学び みんなと仲よく
- 2 重点目標
(1) 「教科の単元シート」を用いて指導内容の工夫と改善を図りながら、実生活とのつながりを意識した各教科の年間指導計画を3観点で作成し、社会的自立に向けて必要な資質・能力の育成に務める。
(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育や教科で行う「特別の教科 道徳」の指導内容を明確にし、よりよく生きる基盤となる道徳性を養うための指導の充実を図る。

II 小学部

- 1 学部目標
 - ・ げんきな子
 - ・ さいごまでとりくむ子
 - ・ なかよくする子
- 2 教育課程編成上の方針
 - (1) 教育課程編成の基本方針
 - ア 法令及び「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を基準とし、「幼稚部教育要領」及び「小学校学習指導要領」を参考としながら、福島県教育委員会の施策を踏まえて編成する。また、地域社会の中でたくましく生きる力を培うよう、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を育み、児童個々の力を十分に発揮することのできる教育の充実に努める。
 - イ 各教科の指導については、児童の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱い、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。また、タブレット端末や大型提示装置等のICT機器を効果的に活用し、学びの質の向上を図るとともに、児童の情報活用能力の向上に努める。特別活動は、学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事を取り上げ、特別の教科である道徳（以下、「道徳科」という）、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。ただし、重複障がい学級では、児童の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するように編成する。
 - ウ 一人一人の児童の障がいの状態及び特性を十分に把握するとともに心のケアに努め、各教科等にわたって個別の指導計画を作成し、実践的・体験的な学習活動を中心に指導内容を精選し、主体性が育つように配慮する。また、児童一人一人の個性やもっている力を認め、それが発揮できる学習の形態や場の設定、あるいは、指導体制の工夫改善を図り、個に応じたきめ細かな指導ができるように編成する。
 - エ 様々な体験を重ね、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことで、互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域や聴覚支援学校平校、広野小学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。また、学校を公開しての「運動会」「おおすげ祭」を計画し、地域に根ざした魅力ある学校づくりができるように編成する。
 - オ 将来の社会参加・自立につなげるために、体験的な学習を適切に設定し、学ぶことの楽しさや成就感を味わわせることで、自分なりの役割をもち、主体的、意欲的に行動する態度や能力を育むことができるように編成する。
 - カ 保護者、施設及び関係諸機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、児童の心身の安全を図ることができるよう編成する。
 - (2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い
全体計画を基に、学校いじめ防止基本方針との関連を図り、全教師が協力して学校の教育活動全体を通して行う。また、各教科等における道徳教育に関わる内容項目との相互の関連性を明確にし、指導の内容及び時期を示す。個々の児童の障がいの状態や経験、発達の段階に応じた教師と児童、児童相互の人間関係を深め、豊かな心や道徳的な判断力・実践意欲、よりよく生きていくための資質・能力を育み、個性を伸ばして人間としての生き方についての考えを深めることができるようにする。
 - (3) 学校教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い
ア 「日常生活の指導」及び「生活単元学習」や学校行事の中で、楽しく体を動かそうとする遊びや運動等を計画的に位置付け、日常生活における適切な体育活動を実践するとともに、

健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにする。

- イ 食育の推進については、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食べ物の大切さを知り、食事のきまりを理解し自分のことは自分でできる力を育て、健康的な食習慣の基礎が培われるよう、「各教科等を合わせた指導」「自立活動」及び学校給食等の中で適切に指導する。
- ウ がん教育については、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、健康と命の大切さについて気付き、心身共に健全な生活を送れるよう、児童の発達の段階や実態に応じて適切に指導する。
- エ 「性に関する指導」については、「性に関する指導の全体計画」に基づき、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書等を活用し、児童の発達の段階や実態に応じた指導を行う。
- オ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の「「生き抜く力」を育む福島県の防災教育指導資料（第2版・第3版）」等を参考に、地震や津波、風水害等の自然災害、火災や原子力災害などの事故災害等に関する基礎的な知識の他、防災意識を高められるよう、緊急時の行動や集団での避難など、状況に応じ、主体的に考え、判断し、行動する態度や能力を身に付けるよう、児童の実態に応じて適切に指導する。

(4) 学校教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い

「教科別の指導」「特別活動」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、児童一人一人の心身の調和的発達を促し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を育み、社会参加するための資質の向上を図る。また、外部専門家を招いての研修を行い、専門力、指導力の向上を図るとともに、学習した内容を保護者と共有・協力して定着を図るようにする。

(5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い

ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合

(ア) 児童の実態に即して、各教科、「道徳科」、「特別活動」及び「自立活動」の一部又は全部を合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。

(イ) 「各教科等を合わせた指導」として「日常生活の指導」「生活単元学習」をもって編成する。

イ 障がいの状態により特に必要がある場合

児童の実態に即して、「幼稚部教育要領」に示す各領域のねらい及び内容の一部を取り入れて教育課程を編成し、個別の指導計画に基づき、個々の児童の特性に即して指導する。

ウ 重複障がい者の場合

重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、「道徳科」若しくは「特別活動」の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて、「自立活動」を主として教育課程を編成する。

エ 訪問教育の場合

訪問教育対象児の教育課程は、「自立活動」を主として編成する。

(6) 当該年度に改善または努力する事項

ア 各教科の評価の観点を明確にし、授業改善を繰り返すことを通して、生活の中で児童が各教科で学んだ知識や技能を活用できるように努める。

イ 「各教科等を合わせた指導」の中で、場面や教材を工夫することによって児童自身の気付きを引き出し、実生活での心情変化や行動変容などの学びの姿を継続的に把握しながら道徳的な心情を育む。

(7) その他必要な事項

ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針

(ア) 通常の学級は、発達の段階に応じ、適切な時数を配し、各教科等を合わせた指導形態を一部取り入れて編成する。

(イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、児童の障がいの状態や発達の段階に応じ、音楽、体育の「教科別の指導」、「各教科等を合わせた指導」、「自立活動」で編成する。

(ウ) 重複障がい学級Ⅱ型は、「自立活動」を主とした指導により編成する。

イ 放射線に関する指導

「放射線・防災教育全体計画」に基づき、放射線の存在や基礎的な性質についての理解を深め、放射性物質を体に取り込まないようにするための方法を身に付けるとともに、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てることができるよう、放射線に関する学習を文部科学省の「放射線等に関する副読本」及び福島県教育委員会の「ふくしま放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」や「放射線教育用学習教材動画教材」等を参考に、児童の実態に応じて、特別活動に位置付け、各教科等と関連付けて指導する。

ウ その他

- (ア) 令和6年度の移転に向けて学部間の交流の充実を図るため、全体計画を基に「おおすげ共同タイム」の名称で年間を通し、本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
- (イ) 4月6日(水)に始業式、4月8日(金)に入学式を実施する。(小学部、中学部、高等部合同で実施する。)
- (ウ) 4月23日(土)に授業参観を実施し、4月25日(月)を振替休業日とする。
- (エ) 創立記念日は、5月1日(日)である。
- (オ) 5月27日(金)に運動会を実施する。
- (カ) 第5学年の宿泊学習を6月23日(木)から24日(金)の1泊2日の日程でいわき海浜自然の家において実施する。
- (キ) 第6学年の修学旅行を9月9日(金)に日立方面において実施する。
- (ク) 10月22日(土)におおすげ祭を実施し、10月24日(月)を振替休業日とする。
- (ケ) 高等部入学者前期選抜実施日3月3日(金)を休業日とする。
- (コ) 3月20日(金)に卒業式を実施する。(小学部、中学部、高等部合同で実施する。)
- (ク) 3月23日(木)に修了式を実施する。(小学部、中学部合同で実施する。)

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学期 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	備考
第1学期	69日	71日	71日	71日	71日	71日	4月6日始業式 8日入学式
第2学期	81日	81日	81日	81日	81日	81日	8月26日始業式
第3学期	50日	50日	50日	50日	50日	48日	3月20日卒業式 23日修了式
計	200日	202日	202日	202日	202日	200日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各教科等 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年	
各教科	生活	232(232)	288(288)	284(284)	249(249)	214(214)	213(213)
	国語	114(40)	115(40)	146(70)	146(70)	170(60)	169(60)
	算数	116(40)	116(40)	145(70)	145(70)	170(60)	171(60)
	音楽	120(45)	120(45)	126(50)	126(50)	112(40)	113(40)
	図画工作	70(70)	70(70)	129(55)	129(55)	124(45)	122(45)
	体育	117(45)	118(45)	123(50)	123(50)	116(40)	116(40)
特別の教科 道徳	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)	
外国語活動							
特別活動	40(40)	40(40)	55(55)	55(55)	55(55)	55(55)	
自立活動	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	100(100)	
計(総時数)	949	1007	1148	1113	1101	1099	
学級編制	1	1	1	1	2	1	

各教科等を合わせた指導 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
日常生活の指導	390	440	395	395	387	386
	262	268	379	344	267	267
計	652	708	774	739	654	653

イ 重複障がい学級

[I型]

各教科等		学 年					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
各教科	生活	342(342)	350(350)	356(356)	321(321)	282(282)	279(279)
	国語	40(40)	50(50)	85(85)	85(85)	100(100)	100(100)
	算数	40(40)	50(50)	85(85)	85(85)	100(100)	100(100)
	音楽	90(15)	95(20)	116(40)	116(40)	112(40)	113(40)
	図画工作	60(60)	70(70)	80(80)	80(80)	80(80)	80(80)
	体育	87(15)	93(20)	113(40)	113(40)	116(40)	116(40)
特別の教科	道徳	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)	40(40)
外国語活動							
特別活動		40(40)	40(40)	55(55)	55(55)	55(55)	55(55)
自立活動		210(25)	219(33)	218(32)	218(32)	216(32)	216(32)
計(総時数)		949	1007	1148	1113	1101	1099
学級編制					1		

各教科等を 合わせた指導		学 年					
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
	日常生活の指導	390	440	581	545	536	534
	生活単元学習	227	233	232	233	233	232
計		617	673	813	778	769	766

[II型]

各教科等	学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
特別の教科	道徳	5					
特別活動		40					
自立活動		904	962	1103	1068	1056	1054
計		949	1007	1148	1113	1101	1099
学級編制		—	—	—	—	—	—

ウ 訪問学級

各教科等	学 年	第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	第5学年	第6学年
特別の教科	道徳	5					
特別活動		40					
自立活動		235	235	235	235	235	235
計		280	280	280	280	280	280
学級編成		—	—	—	—	—	—

(3) 1単位時間 45 分

- ・障がいの状態や児童の学習のペース、授業内容等に応じて、1単位時間を弾力的に運用して授業が効果的に行われるようにする。
- ・「日常生活の指導」について、帯状に給食前15分、給食後10分、下校前20分を設定する。ただし、2学年においては下校前30分を設定する。
- ・授業時数は1単位45分で換算したものである。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

国語、算数、音楽、図画工作(3～6年)、体育の教科をもって編成する。他の教科については、「各教科等を合わせた指導」の中で適切に指導する。

(ア) 生活

具体的な活動や体験を通して、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わりに気づき、生活に生かすことができるように指導する。

(イ) 国語

日常生活に必要な表現したり聞いたりする能力と態度を育てるため、身近な生活の中で体験したことを教師や友達に話したり聞いたり、簡単な言葉を読んだり書いたりできるように指導する。

(ウ) 算数

数量や図形などの初歩的な概念や性質に興味・関心をもち、学んだことを学習や生活に

- 活用しようとする態度を養うために、日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、具体的・体験的な学習活動を取り入れ指導する。
- (エ) 音楽
表現及び鑑賞の活動を通して、音や音楽の楽しさを味わって聴くとともに、感じたことを音楽で表現するために必要な技能を身に付けられるよう指導する。
- (オ) 図画工作
表現及び鑑賞の活動を通して、感性を育み形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する。造形的な創造活動においては、様々な対象や事象を心に感じ取り思いを膨らませ、材料や用具の特性を生かしながらかつくりだす喜びを味わうことができるよう指導する。
- (カ) 体育
体を動かすことの楽しさを味わいながら、遊びや基本的な運動を通して健康の保持増進及び体力の向上を図る。さらに、生活に必要なきまり、安全、協力に関する初歩的な事柄を指導し、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。
- イ 特別の教科 道徳
教師と児童及び児童相互の関わりを通して、望ましい人間関係を育て、集団生活への適応と生活経験の拡充を図り、豊かな道徳的心情を育てるため、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。
- ウ 特別活動
- (ア) 学級活動
基本的生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成のため、「生活科」や「道徳科」等の内容との関連を考慮し、「日常生活の指導」に位置付け、日常生活の実践に結びつくよう指導する。
- (イ) 児童会活動
なかよし集会の中で、仲間意識や役割意識を育て、集団の一員として活動する楽しさを味わえるように、学級活動や行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。
- (ウ) クラブ活動
児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、第4学年以上の児童には、興味・関心の高い活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫して指導する。
- (エ) 学校行事
児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」等体験的な活動を、年間行事計画の中に適切に配置して指導する。
- エ 自立活動
「各教科等を合わせた指導」の中で、児童一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、生活のリズムと日常生活に必要な基本的動作を身に付け、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の獲得及び向上を図るよう指導する。
- オ 各教科等を合わせた指導
- (ア) 日常生活の指導
実際の活動の中で、指導の個別化と段階化を図り基本的生活習慣を身に付け、集団生活に必要な基礎的能力と態度を養うよう家庭・施設と連携を図りながら指導する。
- (イ) 生活単元学習
生活上の課題処理や問題解決ができるように、児童の興味・関心に基づいた遊びや体験的活動を取り入れ、生活に必要な事項を実際的・総合的に指導する。
見通しをもって意欲的に学習することができるよう、合同学習をはじめとする学習形態や集団の構成を工夫し、身近な生活とのつながりをもてるように、各教科等との関連を図りながら指導する。
- (2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針
- ア I型
- (ア) 各教科
音楽、体育の教科をもって編成する。他の教科については、「各教科等を合わせた指導」の中で適切に指導する。
- a 生活
具体的な活動や体験を通して、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさに関心をもち、生活に必要な習慣や技能を身に付けられるよう指導する。
- b 国語
日常生活に必要な表現したり聞いたりする能力と態度を育てるため、言葉による関わりを受け止めたり、人との関わりの中で自分の思いを身振りや音声などで表現したりすることができるよう指導する。

c 算 数
数量や図形などの初歩的な概念や性質に興味・関心をもち、事物を対象として捉える力を養うために、日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、具体的・体験的な学習活動を取り入れ指導する。

d 音 楽
表現及び鑑賞の活動を通して、音や音楽を感じ、自分なりの楽しさを見つけるとともに、教師と一緒に音楽活動をする楽しさを感じることができるよう指導する。

e 図画工作
表現及び鑑賞の活動を通して、感性を育み、形や色などと豊かに関わる資質・能力を育成する。造形的な創造活動においては、形や色の違いに気付き、表したいことに合わせて材料や用具を用いてつくりだす喜びを味わうことができるように指導する。

f 体 育
体を動かすことの楽しさを味わいながら、遊びや基本的な運動を通して健康の保持増進と体力の向上を図る。また、簡単なきまりを守り、友達や教師とともに安全に運動に取り組み、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。

(イ) 特別の教科 道徳

教師や児童との関わりを大切にして、集団生活への適応と生活経験の拡充を図り、道徳的心情を育てるため、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

a 学級活動

基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係の育成のため、「生活科」や「道徳科」等の内容との関連を考慮しながら、「日常生活の指導」に位置付け、学級内での役割意識や教師と児童、児童相互の人間関係を深められるように指導する。

b 児童会活動

なかよし集会の中で、仲間意識や役割意識を育て、集団の一員として活動する楽しさを味わえるように、学級活動や行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。

c クラブ活動

児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、第4学年以上の児童には、興味・関心の高い活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫し指導する。

d 学校行事

児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等体験的な活動を、年間行事計画の中に適切に配置して指導する。

(エ) 自立活動

「各教科等を合わせた指導」の中で指導する他に、「自立活動」の時間を設けて児童一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる、特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達の基盤を培うため、個別の指導計画に基づき具体的な指導内容を設定して指導を行う。

(オ) 各教科等を合わせた指導

a 日常生活の指導

日常生活の流れに沿って、基本的な生活習慣や集団生活をする上で必要な「あいさつ」「手伝い・仕事」等の内容を重点的に指導し、家庭・施設と連携を図りながら日常生活の充実を図り、適応行動の形成に努める。なお、学習上の困難がある児童については、その実態に応じた個別の指導を重視する。

b 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決ができるように、児童の興味・関心に基づいた遊びや体験的活動を取り入れ、生活に必要な事項を実際的・総合的に指導する。見通しをもって主体的に学習することができるよう、合同学習をはじめとする学習形態や集団の構成を工夫し、身近な生活とのつながりをもてるように、各教科等との関連を図りながら指導する。

イ II型

一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、「道徳科」、「特別活動」の目標及び内容の一部又は各教科に替えて「自立活動」を主として指導を行う。また、個別の指導計画を作成して個々の特性に応じた指導を行う。特に、人間関係を深め、生活経験を豊かにすることができるように、情緒の安定を図りながら健康・安全管理に留意した指導を行う。

(ア) 自立活動

- a 個々の児童の障がいの状態や発達段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
- b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
- c 個別の指導計画を作成し、「道徳科」、「特別活動」と密接な関連を保ちながら指導する。
- (イ) 特別の教科 道徳
 - 直接的な体験学習の中で、人と触れ合うことを通して、自己の生活力を高めるため、教師との信頼関係を基盤として、「主として自分自身に関すること」「主として人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。
- (ウ) 特別活動
 - a 学級活動
 - 基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係を図るため、「生活科」や「道徳科」等の内容との関連を考慮しながら、「自立活動」の生活学習の場面で、生活リズムや基本的な生活習慣の形成を中心として指導する。
 - b 児童会活動
 - なかよし集会の中で、雰囲気を感じ取りながら教師や友達と関わり、活動する楽しさを味わえるように「自立活動」や行事との関連を保ちながら、合同学習の形態で指導する。
 - c クラブ活動
 - 児童の自主的・自発的な活動を促し、学校生活を楽しく豊かにするため、第4学年以上の児童には、興味・関心を考慮した活動の場を設定し、クラブ活動の特性を十分に活用するとともに創意工夫し指導を行う。
 - d 学校行事
 - 児童の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感と集団生活における望ましい態度を育てるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等体験的な活動を、年間行事計画の中に適切に配置して指導する。
- (3) 訪問学級における教育課程実施上の方針
 - 障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、「道徳科」、「特別活動」の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて、「自立活動」を主として指導を行う。
 - ア 自立活動を主とした指導
 - (ア) 個々の児童の障がいの状態や発達段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
 - (イ) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
 - (ウ) 個別の指導計画を作成し、「道徳科」、「特別活動」と密接な関連を保ちながら指導する。
 - イ 特別の教科 道徳
 - 教師との信頼関係を基盤として、様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。
 - ウ 特別活動
 - 学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康・安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。
 - エ その他必要な事項
 - (ア) 授業は年間35週以上にわたり計画し、週あたり3回、1回120分で年間280時間を基準として実施する。
 - (イ) 児童の実態、特に健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。
 - (ウ) スクリーニングは、児童の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり3回の指導回数の中の1回をあてることができる。
 - (エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクリーニングに際しては主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。

Ⅲ 中学部

1 学部目標

- ・ 心もからだもつよくて健康な生徒
- ・ すすんで学習する生徒
- ・ 力を合わせてがんばる生徒

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令並びに「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を基準とし、「小学校学習指導要領」及び「中学校学習指導要領」を参考としながら、福島県教育委員会の施策を踏まえて、小学部の教育内容との連続性や関連性を整理し、一貫した教育を図ることができるよう編成する。また、地域社会の中でたくましく生きる力を培うよう、日常生活や社会生活に生きて働く知識及び技能、習慣や学びに向かう力の育成を図るとともに、主体的に学習に取り組む態度を育み、生徒個々の力を十分に発揮することのできる教育の充実に努める。

イ 各教科の指導については、生徒の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱い、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、思考力、判断力、表現力等の育成を図る。また、タブレット端末や大型提示装置等のICT機器を効果的に活用し、学びの質の向上を図るとともに、生徒の情報活用能力の向上に努める。特別活動は、学級活動、生徒会活動、学校行事を取り上げ、特別の教科である道徳(以下「道徳科」という。)、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。ただし、通常の学級については、生徒の障がいの状態や発達段階、学習状況や生活経験等を考慮しながら、「道徳科」の時間を設けて指導するよう編成する。重複障がい学級では、生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するよう編成する。また、総合的な学習の時間においては、様々な形で交流及び共同学習や多様な他者との協働的な活動の場を設定し、積極的に地域の人々とかかわる力を育てるよう編成する。

ウ 一人一人の生徒の障がいの状態及び特性を十分に把握するとともに心のケアに努め、各教科等の年間指導計画を基にした個別の指導計画を作成し、実践的・体験的な学習活動を中心に指導内容を精選して、個に応じた学習活動を設定し、主体性を高められるようにする。また、生徒が自ら考え、判断し表現できる力を育てるよう編成する。

エ 様々な体験を重ね、積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことで、互いのよさに気づき、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域資源を活用するとともに、四倉中学校との交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。また、学校を公開しての「おおすげ祭」を計画し、地域社会の中で好ましい人間関係を育て、地域に根ざした魅力ある学校づくりができるよう編成する。

オ 生徒の障がいの実態や実情に応じて、校内実習などの実践的・体験的な学習活動を適切に行い、働く意欲や態度の基礎を身に付けることができるよう指導する。

カ 保護者、施設及び関係諸機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、生徒の心身の安全・安心を図るよう編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

全体計画に基づき、学校いじめ防止基本方針との関連を図り、全教師が協力して学校の教育活動全体を通して行う。また、各教科等における道徳教育に関わる内容項目との相互の関連性を明確にし、指導の内容及び時期を示す。個々の生徒の障がいの状態や経験、発達の段階に応じて教師と生徒、生徒相互の人間関係を深め、豊かな心や道徳的な判断力・実践意欲、よりよく生きていくための資質・能力を育み、個性を伸ばして人間としての生き方についての考えを深めることができるようにする。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 朝のスポーツタイム、「日常生活の指導」及び「生活単元学習」や学校行事の中で自ら体を動かそうとする運動等を計画的に位置付け、日常生活における適切な体育的活動を実践するとともに、健康で安全な生活を送るための基礎が培われるようにする。

イ 食育の推進については、「食に関する指導の全体計画」に基づき、バランスのよい食事の大切さを知り、食事のマナーを身に付け、健康的で望ましい食生活の習慣の基礎が培われるよう、「保健体育」「各教科等を合わせた指導」「自立活動」及び学校給食等の中で適切に指導する。

ウ がん教育については、保健体育を中心に各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、健康と命の大切さについて気づき、心身共に健全な生活を送れるよう、生徒の発達の段階や実態に応じて適切に指導する。

エ 「性に関する指導」については、「性に関する指導の全体計画」に基づき、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書等を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じた指導を行う。

- オ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の「「生き抜く力」を育む福島県の防災教育指導資料（第2版・第3版）」等を参考に、地震や津波、風水害等の自然災害、火災や原子力災害などの事故災害等に関する基礎的な知識の他、防災意識を高められるよう、緊急時の行動や集団での避難など、状況に応じ、主体的に考え、判断し、行動する態度や能力を身に付けるよう、生徒の実態に応じて適切に指導する。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い
「教科別の指導」「特別活動」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、生徒一人一人の心身の調和的発達を促し、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服しようとする意欲を高め、社会参加するための資質の向上を図る。また、外部専門家を招いての研修を行い、専門力、指導力の向上を図るとともに、学習した内容を保護者と共有・協力して定着を図るようにする。
- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合
(ア) 生徒の実態に即して、各教科、「道徳科」、「特別活動」及び「自立活動」の一部又は全部を合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。
(イ) 「各教科等を合わせた指導」として、「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」をもって編成する。
イ 障がいの状態により特に必要がある場合
各教科の目標及び内容の一部又は全部を下学年、下学部の目標及び内容の一部又は全部に替えて、生徒の発達・経験・能力に応じて指導内容を精選し、個別の指導計画に基づき、個々の生徒の特性に即して指導する。
ウ 重複障がい者の場合
重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、「道徳科」若しくは「特別活動」の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて「自立活動」を主として教育課程を編成する。
エ 訪問教育の場合
訪問教育対象児の教育課程は、「自立活動」を主として編成する。
- (6) 当該年度に改善または努力する事項
ア 教科の振り返りの時間で、実生活とのつながりを意識した指導内容を検討し、身に付けた知識及び技能を活用した思考力や判断力、表現力の育成に努める。
イ 「各教科等を合わせた指導」や「特別の教科 道徳」の中で、生徒の生活に結びついた題材を設定し、具体的な活動を伴う学習を行うことで、生徒の道徳的な判断力、心情を育む。
- (7) その他必要な事項
ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
(ア) 通常の学級は、学年・発達の段階に応じ、適切な時数を配し、各教科等を合わせた指導形態を一部取り入れて編成する。
(イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、国語、数学、音楽、美術、保健体育の「教科別の指導」、「各教科等を合わせた指導」、「自立活動」、「総合的な学習の時間」「特別活動」で編成する。
(ウ) 重複障がい学級Ⅱ型は、「自立活動」を主とした指導により教育課程を編成する。
イ 放射線に関する指導
「放射線・防災教育全体計画」に基づき、放射線の存在や基礎的な性質についての理解を深め、放射性物質を体に取り込まないようにするための方法を身に付けるとともに、健康で安全な生活を送ろうとする意欲と態度を育てることができるよう、放射線に関する学習を文部科学省の「放射線等に関する副読本」及び福島県教育委員会の「ふくしま放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」や「放射線教育用学習教材（動画教材）」等を参考に、生徒の実態に応じて特別活動に位置付け、各教科等と関連づけて指導する。
ウ その他
(ア) 令和6年度の移転に向けて学部間の交流の充実を図るため、全体計画を基に「おおすげ共同タイム」の名称で年間を通し、本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
(イ) 4月6日（水）に始業式、4月8日（金）に入学式を実施する。（小学部、中学部、高等部合同で実施する。）
(ウ) 4月23日（土）に授業参観を実施し、4月25日（月）を振替休業日とする。
(エ) 創立記念日は、5月1日（日）である。
(オ) 第1・2学年の宿泊学習を6月9日（木）から10日（金）の1泊2日の日程でいわき海浜自然の家において実施する。
(カ) 10月22日（土）に「おおすげ祭」を実施し10月24日（月）を振替休業日とする。

- (キ) 高等部入学者前期選抜実施日 3月3日(金)を休業日とする。
 (ク) 3月20日(月)に卒業式を実施する。(小学部、中学部、高等部合同で実施する。)
 (ケ) 3月23日(木)に修了式を実施する。(小学部、中学部合同で実施する。)

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学期 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	備 考
第1学期	69日	71日	71日	4月6日始業式 4月8日入学式
第2学期	81日	81日	81日	8月26日始業式
第3学期	50日	50日	48日	3月20日卒業式 23日修了式
計	200日	202日	200日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各教科等		学年	第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語		113 (45)	115 (47)	103 (34)
	社会		70 (70)	70 (70)	70 (70)
	数学		111 (40)	106 (35)	117 (45)
	理科		70 (70)	70 (70)	75 (75)
	音楽		75 (10)	75 (10)	76 (10)
	美術		90 (20)	95 (25)	87 (17)
	保健体育		169 (0)	170 (0)	169 (0)
	職業・家庭		217 (217)	218 (218)	226 (226)
特別の教科 道徳			48 (38)	48 (38)	48 (38)
総合的な学習の時間			62 (44)	65 (47)	67 (49)
特別活動			70 (20)	72 (20)	70 (20)
自立活動			58 (58)	58 (58)	57 (57)
計			1153 (632)	1162 (638)	1165 (641)
学級編制			1	1	—

各教科等を合わせた指導		学年	第1学年	第2学年	第3学年
		日常生活の指導	289	291	292
		生活単元学習	119	117	119
		作業学習	224	230	230

イ 重複障がい学級 (I型)

各教科等		類型	I 型		
			学年	第1学年	第2学年
各教科	国語		93 (59)	98 (64)	80 (46)
	社会		69 (69)	69 (69)	69 (69)
	数学		82 (46)	76 (40)	100 (65)
	理科		45 (45)	45 (45)	47 (47)
	音楽		70 (5)	70 (5)	71 (5)
	美術		93 (23)	98 (28)	92 (22)
	保健体育		170 (0)	171 (0)	172 (0)
	職業・家庭		227 (227)	227 (227)	228 (228)
特別の教科 道徳			38 (38)	38 (38)	38 (38)
総合的な学習の時間			63 (45)	63 (45)	63 (45)
特別活動			79 (19)	81 (19)	79 (19)
自立活動			124 (56)	126 (58)	126 (57)
計			1153 (632)	1162 (638)	1165 (641)
学級編制			—	—	1

学年		第1学年	第2学年	第3学年
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導	289	291	292
	生活単元学習	113	117	119
	作業学習	230	230	230

ウ 重複障がい学級（Ⅱ型）

類型		Ⅱ 型		
学年		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	職業・家庭			
特別の教科 道徳		5	5	5
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導			
	生活単元学習			
	作業学習			
総合的な学習の時間				
特別活動		35	35	35
自立活動		1114	1123	1126
計		1154	1163	1166
学級編制		—	—	—

エ 訪問学級

学年		第1学年	第2学年	第3学年
特別の教科 道徳		5	5	5
特別活動		35	35	35
自立活動		212	212	212
計		252	252	252
学級編制		—	—	—

(3) 1単位時間 50 分

- ・ 障がいの状態や生徒の学習のペース、授業内容等に応じて、1単位時間を弾力的に運用して授業が効果的に行われるようにする。
- ・ 「日常生活の指導」について、帯状に給食前15分、給食後15分、下校前20分を設定する。
- ・ 日常的に運動へ親しみながら、健康的な体づくりを考え、1校時の後半に、帯状に25分「スポーツタイム」の名称で、高等部と合同による「保健体育」の時間を設定する。
- ・ 授業時数は1単位50分で換算したものである。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

国語、数学、音楽、美術、保健体育の教科をもって編成する。他の教科については、各教科等を合わせた指導の中で適切に指導する。

(7) 国語

生活に必要な表現したり聞いたりする能力と態度を伸ばすため、身近な生活の中で体験したことや感じたことを教師や友達に話したり聞いたり、目的や場に応じた簡単な言葉を読んだり書いたりできるよう指導する。

(4) 社会

日常生活に関わる社会的事象について、具体的な活動や体験を通して、その概要と地域の人々との生活との関連を理解し、身近な生活や地域社会と関連付け、自分が考えたこと

を表現する力や意欲的に社会に関わろうとする態度を養う。

(ウ) 数学

数量や図形などの基礎的・基本的概念や性質に興味・関心をもち、生活場面の事象を数学的に捉え表現できる態度を養うために日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、具体的・体験的な学習活動を通して指導する。

(エ) 理科

身の回りの自然の事物・現象を自分との関わりで捉え、具体的な体験や観察を通して、結果を予測したり、自らの生活経験とを関係付けたりすることで、自然科学の不思議さや楽しさに気付き、学習したことを主体的に日常生活に生かそうとする態度を養う。

(オ) 音楽

表現及び鑑賞の活動を通して、曲や演奏のよさを見いだして聴くとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けられるよう指導する。

(カ) 美術

表現及び鑑賞の活動を通して、美術を愛好する心情を育むとともに、表したいことを基に様々な材料や用具を用いるなど、表し方を工夫する知識や技能を育成する。造形的な創造活動については、造形的なよさや面白さ、美しさを感じ、創造活動の喜びを味わうことができるよう指導する。

(キ) 保健体育

運動の楽しさや喜びに触れながら各種の運動や障がい者スポーツを通して、心身の健康の保持増進及び体力の向上を図る。また、体の発育・発達やけがの防止、病気の予防などの基本的な知識及び技能を身に付けることができるよう指導する。

なお、集団で行う運動の特性を踏まえ、充実した学習となるよう高等部と合同で行う。実施にあたっては、ねらいを明確にするとともに、系統的・発展的な取り組みができるように活動内容等を工夫する。

(ク) 職業・家庭

職業に関わる事柄や衣食住などに関する実践的・体験的な学習活動を通して、働くことの意義や家庭生活に必要な事柄について考えたり、関連付けたりすることで、将来の家庭生活や職業生活に必要な基礎的な知識及び技能、態度を養う。

イ 特別の教科 道徳

教師と生徒及び生徒相互のふれあいや様々な体験を積み重ねることで、豊かな心や望ましい生活習慣を身に付けるとともに、道徳的な判断力や実践意欲を育てるため、「特別の教科 道徳」のほか、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

(ア) 学級活動

望ましい人間関係を形成し、学級や学校の一員として充実した生活を送るため、係や役割及び日常生活における課題への対応、また、様々な活動を体験しながら自己を生かせる力を養うなど、障がいの状態や経験に応じて具体的な事項を取り上げ、主体的、実践的な態度が育つよう、個々の進路を見通して「教科別の指導」や「自立活動」及び「各教科等を合わせた指導」との関連を図りながら指導する。

(イ) 生徒会活動

生徒の自主性と社会性を養い、個性の伸長を図るため、おおすげ共同タイムや学部集会及び委員会活動等を中心に、行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。

高等部生徒会役員選挙の見学と参加を通して、その意義を理解し、生徒が自らの判断で投票できるよう具体的かつ実践的な指導をする。

(ウ) 学校行事

生徒の心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るよう指導する。

エ 自立活動

「教科別の指導」「総合的な学習の時間」「特別活動」及び「各教科等を合わせた指導」の中で、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、日常生活に必要な基本的動作の向上、改善を図るとともに、生徒の興味・関心を大切にしながら意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会的役割の自覚を促すよう指導す

る。

オ 総合的な学習の時間

「教科別の指導」や「特別活動」「自立活動」及び「各教科等を合わせた指導」との相互の関連を図りながら、多様な他者との協働的な学習活動を設定し、互いの良さや多様性を知るとともに、自己の生き方について考えようとする資質・能力や積極的に集団や社会に参画しようとする態度を育てる。活動は、地域の特色ある教材や学習環境を積極的に取り入れ構成し、生徒が多様な他者との相互理解を深めながら主体的に活動に参加できるように配慮する。なお、時数の配分については、「総合的な学習の時間」の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、各教科等との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

カ 各教科等を合わせた指導

(7) 日常生活の指導

実際の活動の中で、望ましい生活習慣の確立を図るため、生徒一人一人の日常生活上の課題を明確にし、家庭・施設との連携を図りながら、基本的生活習慣の確立及び集団生活に必要な基礎的能力と態度を育てるように指導する。

(4) 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決の力を高めるため、生徒の興味・関心や生活経験等に基づき、自立的な生活に必要な事項を実際的、総合的に指導する。生徒が目標をもって積極的に学習に参加できるよう、学習形態や集団の構成を工夫し、身に付けた事柄が現在や将来の生活に生かされるように、各教科等との関連を図りながら指導する。

(5) 作業学習

a 基礎的、基本的な作業知識・技能・態度及び意欲を身に付け、働く力、生活する力を高め、社会参加・自立を図るため年間指導計画の中に生徒の興味・関心を考慮した年間計画を作成して指導する。実施に当たっては、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にしながら、生徒それぞれが理解できるように具体的に指導する。また、生徒の実態に応じ作業班を選択し、段階的に学習できるよう指導する。

さらに、学習の成果は、おおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。

なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にするとともに活動内容等を工夫する。

・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

b 校内実習については、意欲的に働く態度や人との関わり、仕事に対する関心を深める機会とする。期間は前期、後期にそれぞれ1回実施する。

・ 前期は、6月20日(月)から6月24日(金)までの5日間実施する。

・ 後期は、11月15日(火)から11月21日(月)までの5日間実施する。

c 年間計画で、見学や体験を含めて職場体験学習を設定する。

(2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針

ア I型

(7) 各教科

国語、数学、音楽、美術、保健体育の教科をもって編成する。その他の教科については、「各教科等を合わせた指導」の中で適切に指導する。

a 国語

日常生活や社会生活に必要な言葉の理解力と表現力や表現しようとする意欲や態度を育て、人との関わりの中で、自分の思いや考えを身振りや音声などで表現することができるよう指導する。

b 社会

日常生活について、具体的な活動や体験を通して、自分の生活が社会的事象と密接につながり、支えられていることが分かり、身近な地域や社会に自ら関わろうとする意欲や態度を養う。

c 数学

数量や図形などの初歩的な概念や性質に興味・関心をもち、数量的な感覚を豊かにするために、日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、具体的・体験的な学習活動を取り入れ指導する。

d 理科

具体的な体験や観察を通して、身の回りの自然の事物・現象に気付いたり、疑問をもったりする経験を重ねることで、自然科学の楽しさに気付き、学習したことを日常生活に生かそうとする態度を養う。

e 音楽

表現及び鑑賞の活動を通して、身の回りの様々な音楽に興味をもつとともに、音や音楽に楽しく関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じることができるよう指導する。

f 美術

表現及び鑑賞の活動を通して、美術を親しむ心情を育むとともに、感じたことや想像したこと等を工夫して表そうとする態度を育成する。造形的な創造活動については、造形的な面白さや楽しさを感じ、創造活動の喜びを味わうことができるよう指導する。

g 保健体育

運動の楽しさや喜びを感じながら、体づくり運動、水泳運動、球技、ダンス、障がい者スポーツなどを通して、心身の健康の保持増進及び体力の向上を図る。また、心身の発達の状態を踏まえながら、生活に必要な習慣や態度を身に付けることができるよう指導する。

なお、集団で行う運動の特性を踏まえ、充実した学習となるよう高等部と合同で行う。実施にあたっては、ねらいを明確にするとともに、系統的・発展的な取り組みができるように活動内容等を工夫する。

h 職業・家庭

職業生活や衣食住に関する体験的な学習活動を通して、働くことや健康な生活、家庭における余暇の過ごし方等に関心をもち、将来の自立に必要な基礎的な知識及び技能、生活を工夫しようとする態度を養う。

(イ) 特別の教科 道徳

教師と生徒及び生徒相互の関わりを通し集団生活に適應する力を養い、個に応じた道徳的判断力、道徳的心情を育てるため、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

a 学級活動

望ましい人間関係を形成し、学級の一員として充実した生活を送るため、係や役割及び日常生活における課題への対応、また、様々な活動を体験しながら自己を生かせる力を養うなど、障がいの状態や経験に応じて具体的な事項を取り上げ、主体的、実践的な態度が育つよう、個々の進路を見通して「各教科等を合わせた指導」や「道徳科」との関連を図りながら指導する。

b 生徒会活動

集団活動を通し、仲間意識や役割意識を育てるため、おおすげ共同タイムや学部集会及び委員会活動等を中心に行事との関連を保ちながら、「各教科等を合わせた指導」の中で配慮し、合同学習の形態で指導する。

高等部生徒会役員選挙への参加をとおして、生徒が自らの判断で投票できるよう具体的かつ実践的な指導をする。

c 学校行事

集団での学習活動を通し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。

(エ) 自立活動

「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で指導する他に、「自立活動」の時間を設けて生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき具体的な指導内容を設定して指導を行う。

(オ) 総合的な学習の時間

「教科別の指導」や「特別活動」「自立活動」及び「各教科等を合わせた指導」との相互の関連を図りながら、多様な他者との協働的な学習活動を設定し、互いの良さに気付くとともに、積極的に集団に参画しようとする態度を育てる。活動は、地域の特色ある教材や学習環境を積極的に取り入れ構成し、生徒が多様な他者との相互理解を深めながら集団に参加できるように配慮する。なお、時数の配分については、総合的な学習の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、各教科等との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

(カ) 各教科等を合わせた指導

a 日常生活の指導

日常生活の流れに沿って実際的な状況下で、望ましい生活習慣の形成を図るため、家庭・施設との連携を図りながら基本的生活習慣や集団生活をする上で必要な内容を繰り返し指導する。

b 生活単元学習

生徒の興味・関心に基づき、実際の生活に即した学習内容を設定し、身に付けた内容が実際の生活に生かされるように指導する。生徒が見通しをもち、集団の中で活動に協働して取り組むとともに、個に応じた指導ができるよう各教科等との関連を図りながら指導する。

c 作業学習

- (a) 基礎的、基本的な作業知識・技能・態度及び意欲を身に付け、働く力、生活する力を高め、社会参加・自立を図るため年間指導計画の中に生徒の興味・関心を考慮した年間計画を作成して指導する。実施に当たっては、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にしながら、生徒それぞれが理解できるように具体的に指導する。また、生徒の実態に応じ作業班を選択し、段階的に学習できるよう指導する。さらに、学習の様子や成果は、おおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にするとともに活動内容等を工夫する。
- ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
 - ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
- (b) 校内実習については、意欲的に働く態度や人の関わり、仕事に対する関心を深める機会とする。期間は前期、後期にそれぞれ1回実施する。
- ・ 前期は、6月20日(月)から6月24日(金)までの5日間実施する。
 - ・ 後期は、11月15日(火)から11月21日(月)までの5日間実施する。
- (c) 年間指導計画で、見学や体験を含め職場体験学習を設定する。
- (d) 障がいの状態が重い生徒については、家庭生活及び施設での生活に必要な知識、技能や態度も含めて、社会生活に必要な基本的な能力を段階的・具体的に養うようにする。

イ II型

一人一人の障がいの状態や発達の段階等を的確に把握し、道徳科、特別活動の目標及び内容の一部、又は各教科、総合的な学習の時間に替えて自立活動を主として指導を行う。また、個別の指導計画を作成して個々の特性に応じた指導を行う。特に、人との関わりを大切にしながら、健康・安全管理に留意した指導を行う。

(7) 自立活動

- a 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
- b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
- c 個別の指導計画を作成し、道徳科、特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

(1) 特別の教科 道徳

直接的な体験学習の中で、様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。

(7) 特別活動

a 学級活動

人との関わりを大切にしながら、生活リズム、基本的な生活習慣の形成、望ましい人間関係をつくることを中心とし、「自立活動」との関連を図り指導する。

b 生徒会活動

大きな集団による活動に積極的に参加する機会を設け、多数の教師や生徒と関わり、活動する楽しさを味わえるように合同学習の形態で指導する。

c 学校行事

生徒の心身の調和のとれた発達を促し集団への所属感を深めるため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「遠足(旅行)・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」等を年間行事計画の中に適切に配置し、体験的な活動を行うことにより学校生活の充実と発展を図るように指導する。

(3) 訪問学級における教育課程実施上の方針

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、「道徳科」、「特別活動」の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、「総合的な学習の時間」に替えて「自立活動」を主として指導を行う。

ア 自立活動

- (7) 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。
- (1) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。
- (7) 個別の指導計画を作成し、道徳科、特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

イ 特別の教科 道徳

教師との信頼関係を基盤として、様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」、「主として他の人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康・安全・体育的行事」「遠足（旅行）・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。

エ その他必要な事項

(ア) 授業は年間35週以上にわたり計画し、週あたり3回、1回120分で年間252時間を基準として実施する。

(イ) 生徒の実態、特に健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。

(ウ) スクーリングは、生徒の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり3回の指導回数の中の1回をあてることができる。

(エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクーリングに際しては主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。

IV 高等部

1 学部目標

- ・ 安全や健康に留意する生徒
- ・ めあてをもって学習する生徒
- ・ 社会の一員として生活する生徒

2 教育課程編成上の方針

(1) 教育課程編成の基本方針

ア 法令並びに「特別支援学校高等部学習指導要領」を基準として、また「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領」を参考とし、福島県教育委員会の施策を踏まえ、小学部、中学部の教育内容との関連のもとに、一貫した教育を図ることができるよう編成する。また、生きる力を培うよう、自ら学ぶ意欲と卒業後の自立と社会参加に向けて必要な基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力の育成を図り、生徒個々の力が十分発揮することのできる教育の充実に努める。

イ 各教科の指導については、生徒の実態に応じ、「教科別の指導」「各教科等を合わせた指導」の中で取り扱う。また、タブレット端末や大型提示装置等のICT機器を教材とした情報教育を行い、将来の就労や社会参加自立につなげる。特別活動は、ホームルーム活動、生徒会活動、学校行事を取り上げ、特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）、自立活動については、学校の教育活動全体の中で指導するように編成する。重複障がい学級では、生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じ、自立活動の時間を設けて指導するように編成する。また、総合的な探究の時間においては、様々な形態で交流及び共同学習の場を設定し、幅広く人と関わり、実社会でより良く生きる力を育てるように編成する。

ウ 生徒一人一人の障がいの多様化に対応するとともに心のケアに努め、自ら学ぶ意欲と社会の変化に対して自ら考え主体的に対応できる能力の育成を図る。また、各教科等の年間指導計画を基にした個別の指導計画を作成し、基礎的・基本的な内容の指導の徹底と個性の伸長を図るように編成する。

エ 経験を広め、たくましい生活力、望ましい社会性や豊かな人間性を育てるとともに、障がいの有無にかかわらず共に学ぶことでお互いを理解し、人間の多様性を尊重する心を育むため、地域資源を活用するとともに四倉高等学校等との交流及び共同学習を計画的・組織的に行う。

また、学校を公開しての「おおすげ祭」や地域資源の活用を計画し、より広い地域社会に根ざした学校づくりができるよう編成する。

オ 「産業現場等における実習」や販売活動、社会体験学習を計画的に取り入れ、環境保護を考えた奉仕活動を計画的に実施することにより、社会の仕組みを理解し、勤労を尊び、社会に貢献しようとする態度を育てるように編成する。

カ 保護者、施設及び関係機関との連携を密にし、生活環境や学習環境を整え、生徒の心身の安全・安心を図るように編成する。

(2) 学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の取扱い

全体計画並びに小学部、中学部の目標との関連に基づき、学校いじめ防止基本方針との関連を図り、全教師が協力して学校教育活動全般を通して行う。また、各教科等における道徳教育に関わる内容項目との相互の関連性を明確にし、指導内容及び時期を示す。社会生活を営むために大切な道徳的内容に重点を置くとともに、個々の生徒の障がいの状態や経験、発達の段階に応じて教師と生徒、生徒相互の人間関係を深め、内面に根ざした豊かな道徳的心情を育て、道徳的な判断力や実践意欲と態度を養い、将来地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるようにする。

(3) 学校の教育活動全体を通じて行う体育・健康の取扱い

ア 保健体育の時間はもちろんのこと、「日常生活の指導」及び「生活単元学習」や学校行事の中で体づくり等を計画的に位置付け、日常生活における体育的活動を実践するとともに体力の向上及び健康の保持増進が図られるようにする。また、いろいろな運動を取り上げ、主体的に活動できるよう指導する。

イ 食育の推進については、「食に関する指導の全体計画」に基づき、食習慣の見直しを図り、健康な食生活を考え選択できる力を培い食にかかわる人々に感謝する気持ちを育てられるように、「保健体育」「家庭」「職業」「各教科等を合わせた指導」「自立活動」及び学校給食等の中で適切に指導する。

ウ がん教育については、保健体育の学習を中心に各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、健康と命にの大切さについて気付き、将来にわたって心身共に健全な生活が送れるよう、生徒の発達段階や実態に応じて適切に指導する。

- エ 「性に関する指導」については、「性に関する指導の全体計画」に基づき、県版「性に関する指導の手引き」や関係図書、視聴覚教材等を活用し、生徒の発達の段階や実態に応じた指導を行う。
- オ 防災教育に関しては、福島県教育委員会の「「生き抜く力」を育む福島県の防災教育指導資料（第2版・第3版）」等を参考に、地震や津波、風水害等の自然災害、火災や原子力災害等の事故災害に関する基礎的な知識の他、防災意識を高められるように、緊急時の移動や集団での行動なども含め指導する。
- (4) 学校の教育活動全体を通じて行う自立活動の取扱い
「教科別の指導」「特別活動」「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画に個々の自立活動の具体的な指導内容を重点的に位置付け、障がいの状態や発達の段階等に応じて適切な指導を行い、心身の調和的発達を促すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善克服しようとする態度を育成し、社会参加・自立に向けて指導する。外部専門家を招いての研修を行い、専門力、指導力の向上を図るとともに、学習した内容を保護者と共有・協力して学習の定着を図るようにする。
- (5) 重複障がい者等に関する教育課程の取扱い
ア 各教科、各教科等を合わせて指導を行う場合
(ア) 生徒の実態に即して、各教科、道徳科、特別活動及び自立活動の一部又は全部について、合わせた指導を取り入れて教育課程を編成する。
(イ) 「各教科等を合わせた指導」として「日常生活の指導」「生活単元学習」「作業学習」をもって編成する。
イ 障がいの状態により特に必要がある場合
各教科の目標及び内容の一部に換えて下学年・下学部の目標及び内容の一部又は全部に替えて、生徒の発達・経験・能力に応じて指導内容を精選し、個別の指導計画に基づき個々の生徒の特性に即して指導する。
ウ 重複障がい者の場合
重複障がい者のうち、障がいの状態や発達の段階等により特に必要がある場合には、各教科、道徳科若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科に替えて自立活動を主として教育課程を編成する。
エ 訪問教育の場合
訪問教育対象児の教育課程は、自立活動を主として編成する。
- (6) 学校教育活動全体を通じて行う主権者教育の取扱い
国民の権利としての選挙への参加、一票の重みを知らせるとともに障がいを有する人たちの選挙の仕方を知らせるなど、主権者教育の全体計画を作成し、基礎・基本的学習を総務省・文部科学省からの副読本などの指導資料を参考に総合的な探究の時間や特別活動に位置付け、各教科と関連付けて指導する。また、その指導にあつては、公職選挙法等関連法規に基づき将来にわたって法の厳守に努めるよう指導する。
- (7) 当該年度に改善または努力する事項
ア 各教科等の学習で身に付けた将来生きる力となる課題解決や自己表現する力を、校内外の体験的な学習や実生活での実践を通して育むことができるように努める。
イ 学校の教育活動全体での継続的な指導を通して、社会生活を送る中で道徳的な考えを基に判断して行動したり課題に気付いたりできるように、善悪の判断やモラル、マナーについて様々なスキルを身に付けられるような指導に努める。
- (8) その他必要な事項
ア 教育課程の取扱いに該当する事項の編成方針
(ア) 通常の学級は、国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、選択（外国語、情報）の教科別の指導、道徳科、各教科等を合わせた指導、総合的な探究の時間、特別活動で編成する。
(イ) 重複障がい学級Ⅰ型は、国語、数学、音楽、美術、保健体育の教科別の指導、各教科等を合わせた指導、自立活動、総合的な探究の時間、特別活動で編成する。
(ウ) 重複障がい学級Ⅱ型は、自立活動を主とした指導で編成する。
イ 学校設定教科
設定しない。
ウ 放射線に関する指導
放射性物質の存在を知り、放射性物質を体に取り込まないようにするなど、放射線に関する学習を「放射線・防災教育全体計画」を基に、文部科学省の「放射線等に関する副読本」及び福島県教育委員会の「ふくしま放射線教育・防災教育指導資料（活用版）」や「放射線教育用学習教材（動画教材）」等を参考に、生徒の実態に応じて、特別活動に位置付け、各教科と関連付けて指導する。

エ その他

- (ア) 令和6年度の移転に向けて学部間の交流の充実を図るため、全体計画を基に「おおすげ共同タイム」の名称で年間を通し本校舎での縦割りによる集会活動等を計画的に実施する。
- (イ) 特別支援学校作業技能大会・特別支援学校スポーツ大会の練習会を計画的に実施する。
- (ウ) 4月8日(金)に始業式、入学式を実施する。(小学部、中学部、高等部合同で実施する。)
- (エ) 4月23日(土)に授業参観を実施し、4月25日(月)を振替休業日とする。
- (オ) 創立記念日は、5月1日(日)である。
- (カ) 第1学年の宿泊学習を7月7日(木)から8日(金)の1泊2日の日程で、いわき海浜自然の家において実施する。
- (キ) 第2学年・第3学年の修学旅行を9月14日(水)から16日(金)の2泊3日の日程で関西方面において実施する。
- (ク) 10月22日(土)に「おおすげ祭」を実施し、10月24日(月)を振替休業日とする。
- (ケ) 高等部入学者前期選抜実施日3月3日(金)及び選抜採点等事務日3月6日(月)、判定会実施日3月13日(月)、合格発表日3月14日(火)を休業日とする。
- (コ) 3月20日(月)に修了式及び卒業式を実施する。(小学部、中学部、高等部合同で実施する。)

3 授業日数及び授業時数

(1) 年間授業日数

学期 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年	備 考
第1学期	69日	69日	69日	4月8日始業式、入学式
第2学期	77日	77日	77日	9月1日始業式
第3学期	45日	45日	45日	3月20日卒業式、3月20日修了式
計	191日	191日	191日	

(2) 年間授業時数

ア 通常の学級

各教科等 \ 学年		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国 語	96(33)	95(33)	95(33)
	社 会	70(70)	70(70)	70(70)
	数 学	92(33)	91(33)	91(33)
	理 科	70(70)	70(70)	70(70)
	音 楽	73(13)	73(13)	73(13)
	美 術	83(23)	89(23)	89(23)
	保 健 体 育	143	142	142
	職 業 家 庭	175(76)	175(76)	175(76)
特別の教科 道徳		35(25)	35(25)	35(25)
選択教科	外 国 語	66(33)	65(33)	65(33)
	情 報			
総合的な探究の時間		54(29)	55(30)	55(30)
特別活動		26	26	26
自立活動		58(58)	55(55)	55(55)
計		1142(496)	1136(494)	1136(494)
学級編制		1	1	1

		学年	第1学年	第2学年	第3学年
各教科等を合わせた指導	日常生活の指導		136	135	135
	生活単元学習		66	68	68
	作業学習		294	291	291

イ 重複障がい学級（Ⅰ型）

類 各教科等 学年		Ⅰ型		
		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語	112 (80)	112 (80)	112 (80)
	社会	85 (85)	85 (85)	85 (85)
	数学	110 (80)	110 (80)	110 (80)
	理科	85 (85)	85 (85)	85 (85)
	音楽	92 (30)	91 (30)	91 (30)
	美術	96 (60)	96 (60)	96 (60)
	保健体育	147	147	147
	職業	99 (99)	96 (96)	96 (96)
	家庭	85 (85)	85 (85)	85 (85)
特別の教科 道徳		40 (40)	40 (40)	40 (40)
総合的な探究の時間		65 (40)	63 (38)	63 (38)
特別活動		30	30	30
自立活動		96 (35)	96 (35)	96 (35)
計		1142 (719)	1136 (714)	1136 (714)
学級編制		1		1

学年		第1学年	第2学年	第3学年
各教科等 を合わせ た指導	日常生活の指導	290	286	286
	生活単元学習	135	135	135
	作業学習	294	288	288

ウ 重複障がい学級（Ⅱ型）

類 各教科等 学年		Ⅱ型		
		第1学年	第2学年	第3学年
各教科	国語			
	社会			
	数学			
	理科			
	音楽			
	美術			
	保健体育			
	職業			
	家庭			
特別の教科 道徳		5	5	5
各教科等 を合わせ た指導	日常生活の指導			
	生活単元学習			
	作業学習			
総合的な探究の時間		自立活動との関連を図りながら指導する。		
特別活動		35	35	35
自立活動		1102	1096	1096
計		1142	1136	1136
学級編制		—	—	—

エ 訪問学級

各教科等 \ 学年	第1学年	第2学年	第3学年
特別の教科 道徳	5	5	5
特別活動	3 5	3 5	3 5
自立活動	2 1 2	2 1 2	2 1 2
計	2 5 2	2 5 2	2 5 2
学級編制	—	—	—

(3) 1単位時間 50 分

- ・ 障がいの状態や生徒の学習のペース、授業内容等に応じて、1単位時間を弾力的に運用して授業が効果的に行われるようにする。
- ・ 日常生活の指導について、带状に給食前15分を設定する。
- ・ 日常的に運動へ親しみながら、健康的な体づくりを考え、1校時の後半に、带状に25分「スポーツタイム」の名称で、中学部と合同による保健体育の時間を設定する。
- ・ 授業時数は1単位50分で換算したものである。

4 教育課程実施上の方針

(1) 通常の学級における教育課程実施上の方針

ア 各教科

国語、数学、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、選択(情報、外国語)の教科をもって編成する。他の教科については、各教科等を合わせた指導の中で適切に指導する。

(ア) 国語

生活に必要な言葉の理解力と表現力を高めるため、相手の立場を理解して聞くことや目的や場に応じて適切に話すことができる能力と態度を伸ばすとともに、文章の「読み・書き」を中心に、卒業後の生活に生かすことができるよう指導する。

(イ) 社会

日常生活に即した具体的な活動や体験を通して、社会の仕組みを知るとともに社会的な見方・考え方を働かせ社会現象に関心を持ち、自分の生活と結びつけて社会への関わり方を選択・判断したり、表現する力を身に付けられるよう指導をする。

(ウ) 数学

数量や図形などの基礎的・基本的概念や性質などの理解を深め、それらを日常生活に積極的に活用する能力を高めるために日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、実践的な学習活動を通して指導する。

(エ) 理科

身の回りの自然の事物・現象について、生徒が関心や意欲をもって対象と関わりながら実験や観察をする活動を通して、自然科学に疑問を持ち、結果を追求しようとする力を育てるとともに、学習したことを主体的に日常生活に生かそうとする態度を養う。

(オ) 音楽

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、音楽に対する感性を育むとともに、創意工夫を生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付けられるよう指導する。

(カ) 美術

表現及び鑑賞の活動を通して、造形表現や作品を愛好する豊かな心を育てる。また、様々な技法や材料、用具を用いた造形的な創造活動により作品等の個性や美しさ、面白さなどに気付くことができるよう指導する。

(キ) 保健体育

運動の楽しさや喜びを味わいながら各種の運動や障がい者スポーツを通して、心身の健康の保持増進及び体力の向上を図る。また、健康・安全について学習し、自分の生活における課題を見つけ、その解決のための活動を考える力を養う。

なお、集団で行う運動の特性を踏まえ充実した学習となるよう中学部と合同で行う。実施にあたっては、ねらいを明確にすると共に系統的・発展的な取り組みができるように活動内容等を工夫する。

(ク) 職業

将来の社会生活や職業生活をよりよいものとするため、現在の自分を見つめることで卒業後の生き方を考え、進路について自己選択・自己決定することのできる力を養う。

他の教科等との関連を踏まえ、体験や経験を重視するとともに、働くことの大切さの理解を促し、勤労意欲や態度に重点を置き指導する。

「職場体験学習」については、地域企業等の理解と協力のもと、個に応じた体験をおして働く喜びを味わい、就労するための知識や技能、態度などを身に付けることの大切さについて理解を深めることができるよう指導する。

年間計画で、職場体験学習を設定する。

(ケ) 家庭

明るく豊かな家庭生活を営む上で必要な能力を高めるため、家族の役割、消費生活や余暇利用の方法等を知るとともに、「衣・食・住」に関する実践的・体験的な活動を通して知識と技能を習得し、生活の中で生かせるように指導する。

イ 選択教科

選択教科を設け、外国語（英語）又は情報から一教科を選択し、自主的な学習活動への意欲を高める。

(ア) 外国語（英語）

外国語（英語）による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、外国語（英語）に慣れ親しみ、将来実際の場面でコミュニケーションに活用できる基本的な技能を身に付けられるよう指導する。

(イ) 情報

コンピュータや情報機器に関する基礎的・基本的な知識や技能を身に付け活用できる力を養うとともに、情報社会でのモラルやルールを理解を深めることにより、より良い人間関係を築くことができるよう指導する。

ウ 特別の教科 道徳

生徒相互及び地域住民とのふれあいを通して、望ましい人間関係を育成し、社会生活を営む上で必要な豊かな道徳的心情を育て、道徳的判断や行動ができるように指導するため、「教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。

エ 特別活動

(ア) ホームルーム活動

望ましい人間関係を基礎とし、学校や学級の一員として充実した生活を送るため、学級での係や役割及び日常生活で直面するさまざまな課題への対応や健全な生活態度の育成、また進路への関心を高めるために必要な事柄等、障がいの状態に応じて具体的な事項を取り上げ、「教科等別の指導」及び「各教科等を合わせた指導」との関連を図りながら指導する。

(イ) 生徒会活動

生徒一人一人の主体性や社会性を養い、個性の伸長と望ましい人間関係を育てるため、執行部（役員会）及び各委員会を設置し生徒全員で活動する。実施に当たっては、各教科等との関連を保ちながら生活単元学習の中に位置付け、年間を通し計画的に指導する。

(ウ) 学校行事

心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」「勤労生産・奉仕的行事」を年間指導計画の中に適切に配置し、生徒会活動との連携を図りながら、生徒の主体性が発揮できるように指導する。

オ 自立活動

「各教科」「道徳科」「外国語活動」「総合的な探究の時間」「特別活動」及び「各教科等を合わせた指導」の中で、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、社会生活や家庭生活に必要な基本的動作の向上を図るとともに、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会参加の基礎を培うように指導する。

カ 総合的な探究の時間

「教科別の指導」⇄「特別活動」「自立活動」及び「各教科等を合わせた指導」との相互の関連を図りながら、多様な他者との協働的な学習活動を設定し、互いのよさや多様性を知るとともに、卒業後の社会生活を思い描きながら自己の在り方生き方について考え、自己決定する資質・能力を育成する。活動は、地域の特色ある教材や学習環境を積極的に取り入れ構成

し、多様な他者との相互理解を深めながら生徒が主体となって活動を展開していくことができるよう配慮する。なお、時数の配分については、総合的な探究の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、各教科等との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

キ 各教科等を合わせた指導

(ア) 日常生活の指導

実際の活動の中で、卒業後の社会生活に必要な基本的生活習慣の確立を図るため、家庭及び施設との連携を密にしながら、集団生活を営むため必要な基礎的生活習慣の確立及び集団生活に必要な知識・技能・態度を育てるように指導する。

(イ) 生活単元学習

生活上の課題処理や問題解決の力を高めるため、実際の生活に即した経験的活動を計画的に組織し、自立的な生活に必要な事項を実際・総合的に指導する。

生徒が自ら目標と課題意識をもって学習に参加できるように、単元構成や集団の構成を工夫し、学習した事柄が実際の生活に生かされるように、各教科等との関連を図りながら指導する。

(ウ) 作業学習

a 職業生活や家庭生活に必要な基礎的・基本的知識、技能を高め、勤労を重んずる態度、進んで社会生活に参加していく態度を育成するため、今まで身に付けた力を確認し、生徒の障がいの状態や興味・関心を考慮し、計画して指導する。

また、キャリア発達の段階表やキャリア観点表などの結果を参考にし、生徒それぞれが具体的に理解を深められるように指導する。さらに、生徒の実態に応じて作業班を選択し、製品の生産、管理、販売または納品など、一連の流れを通して、将来の職業生活に向け段階的に学習し、その成果は特別支援学校作業技能大会やおおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。

なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にするとともに活動内容等を工夫する。

・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

b 産業現場等における実習及び校内実習については、地域の福祉サービス事業所や企業等の協力のもとで、校内でも実習を行うなど個に応じて実習場所や内容を十分に配慮して、社会のルールやマナー等を理解し、積極的に根気強く、継続して働く態度を育成するように指導する。産業現場等における実習及び校内実習は前期、後期にそれぞれ1回ずつ計画し実施する。

・ 前期は、6月13日（月）から6月24日（金）までの10日間実施する。

・ 後期は、11月14日（月）から11月25日（金）までの9日間実施する。

ただし、第3学年においては、必要に応じて特別実習を計画するものとする。

c 作業学習の製品等の展示・紹介等の実社会に即した体験的活動を通して、生徒が自主的・主体的に活動し、作業の知識・技能・態度を身に付け、働く意欲や生活力を高められるよう、各教科等との関連を図りながら指導する。

(2) 重複障がい学級における教育課程実施上の方針

ア I型

(ア) 各教科

国語、数学、音楽、美術、保健体育の教科をもって編成する。その他の教科については、各教科等を合わせた指導の中で適切に指導する。

a 国語

生活に必要な言葉の理解力と表現力を高めるため、相手を見て話したり聞いたりする能力と態度を育てるとともに、場に応じた人との関わりを通して伝えあう力を高め、卒業後の生活に生かすことができるよう指導する。

b 社会

日常生活に即した具体的な活動や体験を通して、社会の仕組みに興味・関心をもち、自分の生活と結びつけて社会への関わり方を考え、好ましい態度や表現する力を養うことができるよう指導する。

c 数学

数量や図形などの初歩的な概念や性質に興味・関心をもち、生活に必要な数量に関する

る理解を深めるために、日常の事象と関連した題材を系統的・段階的に設定し、実践的な学習活動を取り入れ指導する。

d 理科

具体的な体験や観察を通して、身の回りの自然の事物・現象に気付いたり、疑問をもったりする経験を重ねることで、自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

e 音楽

表現及び鑑賞の幅広い活動を通して、様々な音楽に親しんでいく態度を養うとともに、進んで音楽に関わり、協働して音楽活動をする楽しさを感じることができるよう指導する。

f 美術

表現及び鑑賞の活動を通して、造形表現や作品を楽しむ豊かな心を育てる。また、簡単な技法や材料、用具を用いた造形的な創造活動により作品等の美しさや面白さなどに気付くことができるよう指導する。

g 保健体育

運動の楽しさや喜びに触れながら、体づくり運動、水泳運動、球技、ダンス、障がい者スポーツなどを通して、心身の健康の保持増進及び体力の向上を図る。また、自分の体調の変化を捉えて教師に伝えたり、一日の生活リズムに合わせて運動、食事、休養及び睡眠をとることが必要であることがわかるよう指導する。

なお、集団で行う運動の特性を踏まえ充実した学習となるよう中学部と合同で行う。実施にあたっては、ねらいを明確にすると共に系統的・発展的な取り組みができるように活動内容等を工夫する。

h 職業

将来の社会生活や職業生活をより良いものとするため、現在の自分を見つめることで卒業後の生き方を考え、進路について考える力を養う。他の教科等との関連を踏まえ、体験や経験を重視しながら、働くことの大切さを理解できるように指導をする。

i 家庭

明るく豊かな家庭生活を営む上で必要な能力を高めるため、生活の自立に必要な家族、家庭、衣食住、消費生活について、体験的な活動を通して基礎的な知識を身に付けることができるよう指導する。

(イ) 特別の教科 道徳

様々な人との触れ合いを通して、礼儀や時と場に応じた適切な行動ができる望ましい人間関係を育成し、社会生活を営む上で必要な、道徳的心情を育てるため、「各教科等を合わせた指導」の年間指導計画の中に、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」、「主として集団や社会との関わりに関すること」、「主として自然や崇高なものとの関わりに関すること」を適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

a ホームルーム活動

望ましい人間関係を基礎とし、学級の一員として充実した生活を送るため、学級での係や役割及び日常生活で直面するさまざまな課題への対応や健全な生活態度の育成、また、進路への関心を高めるために必要な事柄等、障がいの状態に応じて具体的な事項を取り上げ、「日常生活の指導」や「道徳」と関連を図りながら指導する。

b 生徒会活動

生徒一人一人の主体性や社会性を養い、個性の伸長と望ましい人間関係を育てるため執行部（役員会）及び委員会を設置し生徒全員で活動する。実施にあたっては各教科等との関連を保ちながら生活単元学習の中に位置付け、生徒の実態に即した柔軟な計画のもと実施し、経験を広めて豊かな人間関係を育てるように指導する。

c 学校行事

心身の調和のとれた発達を促し、集団への所属感や学校生活の充実を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊の行事」「勤労生産・奉仕的行事」を年間指導計画の中に適切に配置し、生徒会活動との連携を図りながら、学校生活の充実を図り体験的活動を通して集団を意識できるように指導する。

(エ) 自立活動

「各教科」「道徳科」「特別活動」「総合的な探究の時間」「各教科等を合わせた指導」の中で指導する他に「自立活動」の時間を設けて、生徒一人一人の顕著な発達の遅れや併せ有する他の障がいから生ずる特に配慮を必要とするさまざまな状態に対応し、心身の調和的発達を促すため、個別の指導計画に基づき、社会生活や家庭生活に必要な基本的動作の習得を図るとともに、意思の相互伝達に必要な基礎的能力の向上を図り、社会参加の基礎を培うように指導する。

(オ) 総合的な探究の時間

「教科別の指導」や「特別活動」「自立活動」及び「各教科等を合わせた指導」との相互の関連を図りながら、多様な他者との協働的な学習活動を設定し、互いのよさに気づくとともに、積極的に社会に参画しようとする態度を育成する。活動は、地域の特色ある教材や学習環境を積極的に取り入れ構成し、多様な他者との相互理解を深めながら、生徒が主体的に活動に参加することができるよう配慮する。なお、時数の配分については、総合的な探究の時間の特性上、活動内容により要する時数が異なるため、各教科等との関連を考慮し、弾力的に適切な時間を配分する。

(カ) 各教科等を合わせた指導

a 日常生活の指導

日常生活の流れに沿った実際の活動の中で、卒業後の社会生活に必要な基本的生活習慣の確立を図り、自主的にできることを増やすため家庭・施設との連携を密にしながら、基礎的生活習慣の確立及び集団生活に必要な基礎的能力と態度を育てるように指導する。

b 生活単元学習

実際の生活や生徒の興味・関心等に基づき、生活に必要な技能や習慣を身に付けられるよう学習内容を工夫し、身に付けた事柄が実際の生活に生かされるように指導する。生徒が見通しをもつことができるような学習活動や指導方法を工夫し、自立的な生活に必要な力を高められるよう各教科等との関連を図りながら指導する。

c 作業学習

(a) 家庭生活・社会生活に必要な基礎的・基本的知識・技能・態度を高め、今まで身に付けた力を確認し、生徒の障がいの状態や興味・関心を考慮し、計画して指導する。

また、キャリア発達の段階表やキャリア観点表の結果を参考にし、生徒それぞれが具体的に理解を深めるよう指導する。さらに、生徒の実態に応じて作業班を選択し、製品の生産、管理、販売また納品など、一連の流れを通して、将来の職業生活に向け段階的に学習し、その成果は特別支援学校作業技能大会やおおすげ祭、販売活動、授業参観などにおいて紹介する。

なお、中学部、高等部6年間で、系統的・発展的な取り組みができるように、ねらいを明確にすると共に活動内容等を工夫する。

- ・ 木工班（木工製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）
- ・ 工芸班（工芸製品などの製作、製品確認、管理、販売や納品）

(b) 産業現場等における実習及び校内実習については、地域の福祉サービス事業所等の協力のもとで、校内でも実習を行うなど個に応じた実習場所や内容を十分に配慮して、根気強く働く態度を育成するように指導する。産業現場等における実習及び校内実習前期、後期にそれぞれ1回ずつ計画し実施する。

- ・ 前期は、6月13日（月）から6月24日（金）までの10日間実施する。
 - ・ 後期は、11月14日（月）から11月25日（金）までの9日間実施する。
- ただし、第3学年においては、必要に応じて特別実習を計画するものとする。

(c) 作業学習の製品等の展示・紹介等の実社会に即した体験的活動を通して、生徒が自主的・主体的に活動し、作業の知識・技能・態度を身に付け、意欲や生活力を高められるよう、各教科等との関連を図りながら指導する。

(d) 障がいの重い生徒については、家庭生活及び施設での生活に必要な知識、技能や態度も含めて、社会生活に必要な能力を養うようにする。

(e) 年間計画で、職場体験学習を設定する。

イ II型

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、道徳科、特別活動の目標及び内容の一部又は各教科、総合的な探究の時間に替えて自立活動を主として指導を行う。

(ア) 自立活動

a 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。

b 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。

c 個別の指導計画を作成し、道徳科、特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

(イ) 特別の教科 道徳

様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。

(ウ) 特別活動

学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、ホームルーム活動や生徒会活動、学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。

(3) 訪問学級における教育課程実施上の方針

障がいの状態が重く、学習が著しく困難なため、道徳科、特別活動の目標及び内容の一部又は各教科、総合的な探究の時間に替えて自立活動を主として指導を行う。

ア 自立活動

(ア) 個々の生徒の障がいの状態や発達の段階等に応じて内容を選定し、個別指導に重点をおいて指導する。

(イ) 指導内容相互の関連を図るとともに、系統的、発展的な指導ができるよう指導内容を精選する。

(ウ) 個別の指導計画を作成し、道徳科、特別活動と密接な関連を保ちながら指導する。

イ 特別の教科 道徳

教師との信頼関係を基盤として、様々な人と触れ合い、自己の生活力を高めるため、「主として自分自身に関すること」、「主として人との関わりに関すること」を中心とし、適切に位置付けて指導する。

ウ 特別活動

学習活動に変化を与え、集団への適応を図るため、「儀式的行事」「文化的行事」「健康安全・体育的行事」「旅行・集団宿泊的行事」等の学校行事への参加を実態に応じて配置し、学習活動の充実と発展を図るように指導する。

エ その他必要な事項

(ア) 授業は年間35週以上にわたり計画し、週あたり3回、1回120分で年間252時間を基準として実施する。

(イ) スクーリングは、生徒の実態や家庭の事情等を考慮し、週あたり3回の指導回数の中の1回をあてることができる。

(ウ) 生徒の実態及び健康状態を把握し、保護者の理解と協力を得て指導する。

(エ) 医療機関との連携を図り、行事参加やスクーリングに際しては、主治医の所見や助言を求め、適切な指導を行う。

(オ) 青年期の精神的・身体的発達等の特性を十分に考慮し、スキンシップや言葉かけ等の関わり方を工夫して適切な指導を行う。

時 程 表 （ 小 学 部 通 常 ・ 重 複 ）

時間	曜日	月	火	水	木	金
	校時					
		登 校				
8 : 5 0 ~ 9 : 3 5	1					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
9 : 4 0 ~ 1 0 : 2 5	2					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 0 : 3 0 ~ 1 1 : 1 5	3					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 1 : 2 0 ~ 1 2 : 0 5	4					
12:05~12:20		給 食 準 備 ・ 指 導				
1 2 : 2 0 ~ 1 3 : 0 0		給 食				
13:00~13:10		給 食 片 付 け ・ 指 導				
1 3 : 1 0 ~ 13:30 ~ 13:40 1 3 : 5 5	5			1年 2年		
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 2 0		着 替 え 、 学 級 活 動 、 下 校 指 導 3 ~ 6 年				

時 程 表 （ 中 学 部 通 常 ・ 重 複 ）

時間	曜日	月	火	水	木	金
	校時					
		登 校				
8 : 4 5 ~ 9 : 1 0 ~ 9 : 3 5	1	----- ス ポ ー ツ タ イ ム				
		学 習 準 備 ・ 移 動				
9 : 4 0 ~ 1 0 : 3 0	2					
		学 習 準 備 ・ 移 動				
1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5	3					
1 1 : 2 5 ~ 1 2 : 1 5	4					
12:15~12:30		給 食 準 備 ・ 指 導				
1 2 : 3 0 ~ 1 2 : 5 0		給 食				
12:50~13:05		給 食 片 付 け ・ 指 導				
1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 5	5					
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 2 0		着 替 え 、 学 級 活 動 、 下 校 指 導				

時 程 表 （ 高 等 部 通 常 ・ 重 複 ）

曜日 校時		月	火	水	木	金
		登 校				
8 : 4 5 ~ 9 : 1 0 ~ 9 : 3 5	1					
スポーツタイム						
		学習準備・移動				
9 : 4 0 ~ 1 0 : 3 0	2					
		学習準備・移動				
1 0 : 3 5 ~ 1 1 : 2 5	3					
1 1 : 2 5 ~ 1 2 : 1 5		4				
12:15~12:30			給食準備・指導			
1 2 : 3 0 ~ 1 3 : 0 5		給 食				
		学習準備・移動				
1 3 : 0 5 ~ 1 3 : 5 5	5					
		学習準備・移動				
1 4 : 0 0 ~ 1 4 : 5 0	6					
		下 校				

学校番号（100）

令和4年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 小学部

月	日	曜	学 校 行 事 名	日数	時数
4	6	水	第1学期始業式		1
	8	金	入学式		1
	15	金	身体測定		1
	26	火	交通安全教室		1
	28	木	遠足	1	
5	27	金	運動会	1	
6	8	水	合同避難訓練		1
	15	水	内科検診		1
	23 ～ 24	木 金	宿泊学習(5学年)	2	
	12	火	防犯教室		1
7	20	水	第1学期終業式		1
	26	金	第2学期始業式		1
9	9	金	修学旅行(6学年)	1	
	13	火	避難訓練(水害)		1
	29	木	避難訓練		1
10	22	土	おおすげ祭	1	
12	23	金	第2学期終業式		1
1	10	火	第3学期始業式		1
3	20	月	卒業式		1
	23	木	修了式		1
学校行事年間合計 1年 3日 14時間 2年～4年 3日 15時間 5年 5日 15時間 6年 4日 14時間					

学校番号（100）

令和4年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 中学部

月	日	曜	学 校 行 事 名	日数	時数
4	6	水	第1学期始業式		1
	8	金	入学式		1
	13	水	身体測定		1
	22	金	交通安全教室（中・高）		1
5	25	水	内科検診		1
6	7	火	第1回避難訓練		1
	9 10	木 金	宿泊学習（1～2年）	2	
7	20	水	第1学期終業式		1
8	26	金	第2学期始業式		1
10	22	土	おおすげ祭	1	
	28	金	第2回避難訓練		1
11	8	火	防犯教室（中・高）		1
12	23	金	第2学期終業式		1
1	10	火	第3学期始業式		1
3	20	月	卒業式		1
3	23	木	修了式		1
学校行事年間合計					
1年 3日 13時間					
2年 3日 14時間					
3年 1日 13時間					

学校番号 (100)

令和4年度 学校行事年間計画表

福島県立富岡支援学校 高等部

月	日	曜	生徒会活動名	時数	学校行事名	日数	時数
4	8	金			第1学期始業式		1
	8	金			入学式		1
	13	水			身体測定②		1
	18	月	生徒会執行部・役員会②	1			
	22	火			交通安全教室⑤ (中・高)		1
	27	水	生徒会総会⑤				
5	9	月	生徒会執行部・各委員会②	1			
	25	水			内科検診⑥		1
6	6	月	生徒会執行部・役員会②	1			
	7	火			第1回避難訓練⑤⑥		2
7	4	月	生徒会執行部・各委員会②	1			
	7	木			宿泊学習 (1学年)	2	
	8	金					
	20	水			第1学期終業式②		1
9	1	木			第2学期始業式②		1
	6	火	生徒会執行部・各委員会②	1			
	14	水			修学旅行 (2学年・3学年)	3	
	16	金					
10	3	月	生徒会執行部・各委員会②	1			
	22	土			おおすげ祭		1
	28	金			第2回避難訓練⑤⑥		2
11	7	月	生徒会執行部・各委員会⑥	1			
	8	火			防犯教室② (中・高)		1
12	5	月	生徒会執行部・各委員会②	1			
	23	金			第2学期終業式②		1
1	10	火			第3学期始業式②		1
	16	月	生徒会執行部・各委員会②	1			
2	3	金	R 5年度生徒会役員選挙説明会⑤	1			
	13	月	生徒会報告会②	1			
	13	月	R 5年度生徒会役員選挙⑤⑥	2			
3	20	月			卒業式		1
	20	月			修了式		1
生徒会活動年間時数 (生活单元扱い)					学校行事年間時数		
1学年: 13時間					1学年: 3日 15時間		
2学年: 13時間					2学年: 4日 16時間		
3学年: 13時間					3学年: 4日 15時間		
6/1~4: あいさつ運動週間							
10/1~7: あいさつ運動週間							

4 月		5 月		6 月		7 月		8 月		9 月			
1	金	着任、職員会議、新転入オリエンテーション、運営委員会、学部会、安全点検	日	学校創立記念日	水	各部会① 個別懇談週間(新転入生)～10日	金	各部会② 通知表(あゆみ)補助簿提出(1学期) 進路部、身体診(小②)	月		木	第2学期始業式(高) 11:40下校(高のみ) 各部会①	1
2	土		月	弁当日 学部会	木	おおすげ共同タイム② 本校舎 尿検査③ 耳鼻科検診13:00	土		火		金	各部会② 身体測定(高)	2
3	日		火	憲法記念日	金	四倉中学校との交流及び共同学習(出前授業)	日		水		土		3
4	月	学部主事・教務主任会	水	みどりの日	土		月	学部主事・教務主任会	木		日		4
5	火	教職員健康診断 新転入職員挨拶(東洋学園)	木	こどもの日	日		火	四倉中学校との交流及び共同学習(四倉中学校)	金		月	学部主事・教務主任会	5
6	水	着任式・始業式(小・中)各校舎 11:40下校 学部会	金	弁当日	月	運営委員会	水	運営委員会	土		火	四倉中学校との交流及び共同学習()	6
7	木		土		火	第1回避難訓練(中・高)	木	高等部宿泊学習(1年)～8日	日		水	修学旅行事前検診(高2・3) 第2回衛生委員会・健康相談(教職員)・研修の日	7
8	金	着任式・始業式(高)入学式(全)本校舎 11:40下校 各部会①②、各委員会	日		水	合同避難訓練(小) 研修の日	金		月		木	第2回学校評価委員会 個別の指導計画補助簿提出(前期)	8
9	土		月	運営委員会	木	中学部宿泊学習(1・2年)～10日	土		火		金	修学旅行(小6) 第3回カリキュラムマネジメント委員会	9
10	日		火	校内ケース会議	金	第1回双葉地域支援ネットワーク会議(学びの森)	日		水		土		10
11	月		水	学部主事・教務主任会 第1回衛生委員会 職場環境点検	土		月	第1回学校評価委員会 通知表(あゆみ)提出(1学期)	木	山の日	日		11
12	火		木	心電図検査(中1・高1・R3未実施者) 胸部X線検査(高1・R3未実施者)	日		火	防犯教室(小)	金	(閉庁日)	月	運営委員会	12
13	水	運営委員会 身体測定(中・高)	金	尿検査②	月	産業現場等における実習(高) 校内実習(高)～24日	水	職員会議	土		火	避難訓練(水害)(小)	13
14	木	新入生歓迎会(高)	土		火		木	おおすげ共同タイム③ 本校舎 第2回カリキュラムマネジメント	日		水	修学旅行(高2・3)～16日	14
15	金	新入生歓迎会(中) 身体測定(小)	日	第60回福島県障がい者スポーツ大会	水	内科検診(小) 宿泊学習事前検診(小5)	金	学級会計簿提出(学期末)	月	(閉庁日)	木		15
16	土		月		木	職員会議	土		火		金	広野小との交流及び共同学習(小4)	16
17	日		火	職員会議	金	広野小との交流及び共同学習(小4)	日		水		土		17
18	月	新入生を迎える会(小)	水	研修の日	土		月	海の日	木		日		18
19	火	視力・聴力検査(小)	木	歯科検診(小)	日		火		金		月	敬老の日	19
20	水		金	運動会予行(小)	月	校内実習(中)～24日	水	第1学期終業式11:40下校	土		火		20
21	木	おおすげ共同タイム① 本校舎 尿検査①	土		火	校内就学支援委員会	木	家庭訪問週間～8/5	日		水	職員会議	21
22	金	交通安全教室(中高) 眼科検診(小)13:30～	日		水	PTA研修会	金	諸表簿提出	月		木	おおすげ共同タイム④ 本校舎	22
23	土	第1回授業参観、学級懇談 PTA総会 11:40下校 個別懇談週間(2年以上)～5/6	月		木	小学部宿泊学習(5年)～24日	土		火		金	秋分の日	23
24	日		火		金		日		水	第2回双葉地域支援ネットワーク会議・地域支援センター特別支援教育研修会(学)	土		24
25	月	振替休業日	水	内科検診(中・高) 宿泊学習事前検診(中1・2)	土		月		木	学部会 運営委員会 情報研修会	日		25
26	火	交通安全教室(小) 視力・聴力検査(中・高) 研修の日	木	歯科検診(中・高)	日		火		金	第2学期始業式(小・中) 11:40下校	月		26
27	水	各部会① 心電図検査(小1・R3未実施者) 眼科検診(中高)13:20～	金	運動会(小)	月	学部会	水		土		火		27
28	木	各部会② 遠足(小)	土		火		木		日		水	学部会	28
29	金	昭和の日	日		水	宿泊学習事前検診(高1) 第1回学校保健委員会 移動図書館	金	校内就学支援委員会	月	身体測定(中)	木	避難訓練(小)	29
30	土		月	学部会 学園ケース会議 ～6/10	木	各部会①	土		火	身体測定(小)	金	学部主事・教務主任会	30
31			火	学校説明会(高)			日		水	職員会議			31
授業	小中(17)高(15)	小中(19)高(19)	小中(22)高(22)	小中(13)高(13) 1学期 小中(71) 高(69)	小中(4)高(0)	小中(20)高(20)	授業						授業
行事	始業式1h 入学式1h 身体測定1h 交通安全教室1h 遠足(小)	内科検診(中・高)1h 運動会(小)1d	避難訓練1h 内科検診(小)1h 宿泊学習(中)2d 宿泊学習(小)	宿泊学習(高)2d 防犯教室(小)1h 終業式1h	始業式(小・中)1h	始業式(高)1h 修学旅行(小)1d 避難訓練(小)2h	行事						行事

10月		11月		12月		1月		2月		3月		
1	土		弁当日 各学生会①	木	各学生会①	日	元日	水	学学生会 個別の指導計画補助簿提出(後期)	水	各学生会②	1
2	日		各学生会②	金	各学生会②	月		木		木	高等部入学者選抜準備 13:00下校 通知表(あゆみ)補助簿提出(年度	2
3	月	ブル学習(中・高) 各学生会①	文化の日	土	ふるさと創造学サミット(中)	火	閉庁日	金	学部主任・教務主任会	金	休業日(高等部入学者選抜) 修了証書提出	3
4	火	おおすげ共同タイム⑤ 本校 舎 各学生会②	第4回カリキュラムマネジメント 委員会	日		水		土		土		4
5	水			月	学学生会 通知表(あゆみ)補助簿提出(2学期)	木		日		日		5
6	木			火	学部主任・教務主任会	金	学学生会 学部主任・教務主任会 情報研修会	月	各学生会①	月	高等部入学者選抜採点業務 (高等部休業日) 学級会計簿提出(学期末)	6
7	金	第2回授業参観 11:40下校 個別懇談週間～14日	研修の日	水	移動図書館	土		火	各学生会②	火		7
8	土	第21回福島県特別支援学校 スポーツ大会(あづま総合運 動公園)	防犯教室(中高)	木	作業体験学習(小6)	日		水	第3回衛生委員会 第2回学校保健委員会	水		8
9	日		運営委員会	金	第6回カリキュラムマネジメント 委員会	月	成人の日	木		木	卒業式予行練習	9
10	月	スポーツの日		土		火	第3学期始業式11:40下校	金	一日体験学習・入学説明会 (小中)13:00下校(小中の み)	金	卒業生を送る会(中) (高等部休業日) 通知表(あゆみ)提出(年度 末)	10
11	火	運営委員会	おいも会(小)	日		水	各学生会① 身体測定(中・高)	土	建国記念の日	土		11
12	水	研修の日		月	運営委員会	木	各学生会② 身体測定(小)	日		日		12
13	木			火	第3回双葉地域支援ネット ワーク会議	金		月	運営委員会	月	高等部前期選抜判定会 (高等部休業日)	13
14	金	おおすげ祭予行練習	産業現場等における実習 (高) 校内実習(高)～25日	水	研修の日	土		火	学学生会(小・中)	火	高等部前期選抜合格発表 (高等部休業日)	14
15	土		校内実習(中)～21日	木	通知表(あゆみ)提出(2学期)	日		水		水	運営委員会 要録補助簿提出	15
16	日		職員会議	金	おたのしみ会(小) お楽しみ会(中)	月	運営委員会	木		木		16
17	月			土		火		金	第3回授業参観 11:40下校 個別懇談週間～24日	金	弁当日	17
18	火		学部主任・教務主任会	日		水	研修の日	土		土		18
19	水			月	職員会議	木		日		日		19
20	木			火		金		月		月	修了式(高) 卒業式11:40下校	20
21	金	おおすげ共同タイム⑥ 本校 舎	学学生会	水	学級会計簿提出(学期末)	土		火	職員会議 伝達講習会・中堅教諭等資 質向上研修	火	春分の日	21
22	土	おおすげ祭 「学校へ行こう週間」(～28 日)	PTA研修視察	木		日		水	卒業・修了判定会	水	高等部後期選抜	22
23	日		勤労感謝の日	金	第2学期終業式11:40下校 諸表簿提出	月	職員会議	木	天皇誕生日	木	修了式(小・中)11:40下校 高等部後期選抜合格発表	23
24	月	振替休業日	やきいも会(中) 学部主任・教務主任会	土		火		金	校内就学支援委員会	金	職員会議 諸表簿提出	24
25	火			日		水		土		土		25
26	水			月		木	おおすげ共同タイム⑦ 本校 舎	日		日		26
27	木			火		金	校内研修全体報告会	月	学学生会	月	高等部入学説明会	27
28	金	第2回避難訓練(中・高) 学学生会	学園ケース会議 ～12/9	水		土		火	各学生会① 卒業生を送る会(小)	火	離任式(仮)	28
29	土	ふくろう祭	第5回カリキュラムマネジメント 委員会	木	閉庁日	日						29
30	日		職場体験(中)	金	閉庁日	月						30
31	月			土		火	第3回学校評価委員会			金		31
授 業	小中(20)高(20)	小中(20)高(20)	小中(17)高(17) 2学期 小中(81) 高(77)	小中(16)高(16)	小中(19)高(19)	小中(15)高(11) 3学期 小中(50) 高(46)	授 業					授 業
行 事	おおすげ祭1d 避難訓練(中・高) 1h	防犯教室(中高)1h	終業式1h	始業式1h		卒業式1h 修了式1h (年間 小中(202) 高(192))	行 事					行 事